平成３１年４月

長寿社会 いきいきガイド

共に支え合い　笑顔があふれる　あたたかいまち　にいみ

新見市

長寿社会いきいきガイド目次

高齢者に関わりのある事業やサービスを中心に内容を紹介していますのでご活用ください。編集は、平成３１年4月現在の内容です。制度など変更になる場合がありますので、ご利用の際には担当にお問い合わせください。

第1章　安心した暮らしを支援するサービス

①　相談窓口について　Ｐ１～４

１　高齢者の総合相談窓口（１）　２　人権・行政・登記・法律相談（１）
３　心配ごと相談（１）　４　消費生活相談（２）
５　新見市生活相談支援センター（２）　６　男女共同参画プラザ（２）
７　交通事故相談（２）　８　年金相談（３）
９　心の健康相談（３）　１０　新見法律相談センター（３）
１１　にいみ24時間安全安心相談ダイヤル事業（４）

②　日常生活の支援について　Ｐ４～６

１　緊急通報事業（４）　２　生活管理指導短期宿泊事業（５）
３　日常生活用具給付事業（５）　４　高齢者等生活応援事業（６）
５　日常生活自立支援事業（６）　６　福祉用具の貸し出し（６）
７　郵送による投票（６）

③　外出の支援について　Ｐ７～８

１　ふれあい送迎事業（７）　２　福祉有償運送事業（７）
３　福祉車両貸出事業（８）
４　ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度（８）
５　交通安全教室（８）

④　在宅介護の支援について　Ｐ９～１２

１　介護手当（９）　２　介護手当（家族介護慰労事業）（９）
３　介護用品の給付（10）　４　高齢者等住宅改造助成事業（10）
５　在宅医療機器購入補助金（10）　６　要介護者の障害者控除認定（11）
７　おむつの使用証明書による医療費控除認定（11）
８　バリアフリー改修による固定資産税の減免（11）
９　介護者の集い（12）　１０　くつろぎの家（12）

⑤　介護負担の軽減について　Ｐ１２

１　認知症カフェ（12）

⑥　経済的な支援について　Ｐ１３～１４

１　養護老人ホーム措置（和みの郷かなや）（13）
２　ケアハウスてっせい（13）
３　哲西高齢者生活福祉センター（13）
４　ひとり暮らし老人等共同生活住宅（桜田荘）（14）
５　生活福祉資金貸付事業（14）
６　生活保護（14）
７　生活困窮者自立支援制度（14）

⑦　権利擁護について　Ｐ１５

１　高齢者虐待防止（15）　２　成年後見制度（15）

第2章　健やかな生活を支援するサービス

⑧　**健康づくりについて　Ｐ１６～１８**

１・２　生き生き健康アップ支援事業　（16）
３　運動ふれあい地域づくり支援事業　（16）
４　おでかけ健康教室　（17）
５　健康増進施設（げんき広場にいみ）　（17）
６　新見市大佐B&G海洋センター　（17）
７　はり・きゅう・マッサージ助成　（18）

⑨　**認知症予防について　Ｐ１８**

１　認知症予防講座　（18）
２　認知症サポーター養成講座　（18）

⑩　**医療・健康について　Ｐ１９～２２**

１　特定健康診査　（19）　２　人間ドック　（19）
３　がん検診　（20）　４　後期高齢者健康診査　（20）
５　高齢者肺炎球菌予防接種助成　（21）
６　高齢者インフルエンザ予防接種助成　（21）
７　国民健康保険　（21）　８　後期高齢者医療制度　（22）

第3章　生きがいに満ちた生活を支援するサービス

⑪　**生きがいづくり活動について　Ｐ２２～２３**

１　老人クラブ ・老人クラブ連合会　（22）　２　シルバー人材センター　（23）
３　ふれあいいきいきサロン　（23）

⑫　**生きがいづくり活動施設について　Ｐ２４～２５**

１　老人憩いの家（温故館）　（24）　２　哲西老人憩いの家　（24）
３　高齢者センター　（24）　４　神郷地域福祉センター　（24）
５　三坂生きがい活動支援センター　（25）　６　新見美術館　（25）
７　新見千屋温泉入浴割引　（25）　８　大佐風の湯温泉　（25）

⑬　**長寿のお祝いについて　Ｐ２６**

１　長寿祝い金贈呈事業　（26）　２　敬老会助成事業　（26）

第4章　地域で見守り支援する活動　Ｐ２７～２８

１　独居高齢者宅等戸別訪問事業　（27）　２　災害時要援護者支援　（27）
３　民生委員・児童委員　（27）　４　友愛訪問事業　（27）
５　歳末たすけあい訪問　（28）　６　福祉委員　（28）
７　地区社協　（28）　８　傾聴ボランティア訪問　（28）
９　ボランティア登録制度　（28）

第5章　主な高齢者施設一覧　Ｐ２９～３０

市内の高齢者が利用する施設を紹介しています。

第１章　安心した暮らしを支援するサービス

高齢者の方が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように、様々なサービスを行っています。

①　相談窓口について

高齢者の総合的な相談だけでなく、内容に応じた相談窓口を設けています。

１　高齢者の総合相談窓口

生活全般の悩みや相談に対して、介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が対応し、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

対象の方　　新見市にお住まいの高齢者やその家族
費　　用　　無料
内　　容　　直接窓口または電話での相談を随時行っており、自宅への訪問も可能です
問い合わせ先　　地域包括支援センター　☎72-6209

２　人権・行政・登記・法律相談

人権擁護委員・行政相談員・司法書士・弁護士がそれぞれの相談に応じます。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　無料
内　　容　　毎月第３水曜日／新見市役所南庁舎
（各支局でも定期的に開催しています）
※法律相談のみ事前の電話予約が必要です。
予約先：社会福祉協議会　☎72-7306
問い合わせ先　　総務課　☎72-6204

３　心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活全般にかかる悩みごとや心配ごとなどの相談に応じます。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　無料
内　　容　　毎月開催
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

4　消費生活相談

岡山県消費生活センターの専門相談員による消費生活相談です。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　無料
内　　容　　注文していない商品を送りつけられ代金を請求される被害や、家庭訪問により不審な商品を購入させられる被害など、各種消費者トラブルの相談に応じます
毎月第１木曜日：10 時 30 分～15 時
問い合わせ先　　商工観光課　☎ 72-6137

5　新見市生活相談支援センター

生活困窮者の自立支援のための相談窓口及び支援機関です

対象の方　　経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人
費　　用　　無料
内　　容　　生活困窮者自立支援制度の相談窓口として、社会福祉協議会内に設置し、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員が相談及び自立支援に当たります
問い合わせ先　　新見市生活相談支援センター（社会福祉協議会内）　☎88-6588

6　男女共同参画プラザ

女性相談員が、対人関係や家庭のこと、DV（配偶者やパートナーからの暴力）など、さまざまな悩みに耳を傾け、問題解決のお手伝いをします。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　無料
内　　容　　毎週水・木・金曜日９時 15 分～17 時 15 分（祝日・年末年始は除く）
／新見公民館内
問い合わせ先　　男女共同参画プラザ　☎72-6159
総合政策課　☎72-6143

7　交通事故相談

交通事故相談員が、交通事故に関する悩みごとやトラブルについて対応します。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　無料
内　　容　　毎月第２金曜日：10 時～15 時／ふれあい会館
※直接会場で申し込みください
問い合わせ先　　生活環境課　☎72-6122

8　年金相談

年金について日本年金機構高梁年金事務所の職員が相談に応じます。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　無料
内　　容　　毎月第２・４木曜日（祝日の場合は前日）：10 時～15 時／新見商工会議所
完全予約制です
※予約は相談日の前々日までに、新見商工会議所（☎ 72-2139）へ
問い合わせ先　　日本年金機構高梁年金事務所　☎0866-21-0570

9　心の健康相談

心のバランスが失われ、眠れない、気分が落ち込むとき、認知症についてなど、精神科医師が専門相談に応じます。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　無料
内　　容　　原則毎月第１木曜日開催（５月及び１月は第３木曜日）／９時半～11 時半
／岡山県備北保健所新見支所　（必要に応じて家庭訪問も可能です）
※予約制ですので相談の２日前までにご連絡ください
問い合わせ先　　岡山県備北保健所新見支所　☎72-5691
保健師による相談は随時行っています。

１０　岡山弁護士会　新見法律相談センター

家庭、借金、不動産、消費者、労働関係などの問題に弁護士が相談に応じます。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　相談料：40 分以内 5,000 円(消費税別途)　ただし、交通事故相談は無料
内　　容　　毎週月曜日（祝日・年末年始は除く）：１３時１０分～１６時２０分
／新見市役所南庁舎
※事前の電話予約が必要です
問い合わせ先　　新見法律相談センター　☎086-234-5888（予約受付専用）
（受付/９時～17 時　土・日・祝日を除く）

11　にいみ 24 時間安全安心相談ダイヤル事業

乳幼児の急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、医師、保健師、看護師などの専門職が 24 時間・年中無休・無料で電話相談に応じます。

対象の方　　新見市にお住まいの人

フリーダイヤル　　０１２０－３３７－０８９

費　　用　　通話料・相談料無料

内　　容　　固定電話または携帯電話から専用のフリーダイヤルに電話をかけて病気や健康などについて相談をする

問い合わせ先　　市民課　☎72-6130

②　日常生活の支援について

高齢や身体の状態の理由で日常生活に支援が必要な方に、内容によって次のサービスを行っています。

1　緊急通報事業

告知放送機器に緊急通報機能をつけて、緊急時にボタンを押すと、協力員等に音声放送またはメール送信で緊急事態を知らせる事ができます。

対象の方　　65 歳以上の高齢者、療育・精神・身体等障害者手帳所持者

費　　用　　無料

内　　容　　緊急時に告知放送機器のボタンを押すことで、あらかじめ登録している協力員等へ音声放送及びメールで、緊急事態を知らせます

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

2　生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応困難な高齢者を一時的に老人ホームなどへ入所していただき、日常生活に対する指導支援を行います。

対象の方　要介護認定で自立の概ね 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活に支援を要する人

費　　用　生活保護世帯：施設が定める食費
　　その他の世帯：１日あたり 920 円及び施設が定める食費

内　　容　１か月あたり６日まで入所し、指導支援を受けます

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

3　日常生活用具給付事業

日常生活の自立促進・介護予防のため日常生活用具の給付をしています。

給付用具	品　目　等	基準額	対象者
歩行支援用具	手すり、スロープ、歩行器等	40,000円	要介護認定で自立と判定されながらも、生活に支援を要するおおむね６５歳以上の高齢者
入浴補助用具	入浴椅子、バスマット、浴槽手すり等	60,000円	
腰掛便座	ポータブルトイレ、便座（和式便器にかぶせるタイプ）	12,000円	
電磁調理器	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの	41,000円	おおむね 65 歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者

※　利用者負担額　基準額の１割相当額 ＋ 利用者の属する世帯の階層区分別負担額（０円～全額） ＋ 基準額超過額

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

4　高齢者等生活応援事業

高齢者の日常生活支援を行います。

対象の方　　要介護認定が自立（非該当）で、日常生活に支援が必要な概ね６５歳以上の人
費　　用　　1,500 円／時
内　　容　　自宅へヘルパーを派遣し、家事援助を行います
問い合わせ先　　社会福祉協議会　本　　所　☎72-7306
　　神郷支所　☎92-6677

5　日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人へ各種手続き・金銭管理の支援を行います。

対象の方　　新見市にお住まいの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など
費　　用　　有料
内　　容　　安心した生活が送れるように、福祉サービスの手続き、通帳・印鑑の管理、お金の出し入れの支援を行います
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

6　福祉用具の貸し出し

在宅生活に必要な福祉用具（電動ベッド、車いす）の貸し出しをします。

対象の方　　ベッド…電動ベッドが必要な人で、介護保険サービスでベッドのレンタルができない人（要支援１・2、要介護 1）
　　車いす…けがや病気等で一時的に車いすが必要な人
費　　用　　ベッド…運搬に係る費用のみ自己負担　／　車いす…無料
内　　容　　新見市内にお住まいの方にベッド、または車いすを貸出します
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

7　郵送による投票

体が不自由な人の投票機会を確保します。

対象の方　　要介護５、身体障害者１級から３級の一部、戦傷病者
内　　容　　自宅などで投票し、郵便で選挙管理委員会へ送付することによる投票制度です
　　※事前手続が必要です
問い合わせ先　　選挙管理委員会　☎72-6152

③　外出の支援について

外出にお困りの方へ、次のサービスを行っています。

1　ふれあい送迎事業

公共交通機関の利用が困難な地域の人に対し、通院（診療所）などに対してバスを運行しています。

費　　用　１乗車 200 円（往復利用の場合は 300 円）
内　　容　新見支局管内：事前予約により、利用者宅近くまで迎えに行きます
（事前に利用登録が必要です）
哲西支局管内：事前予約により、利用者宅近くまで迎えに行きます
（事前に利用登録が必要です）
哲多支局管内：事前予約不要で、決まった路線を走ります
路線ごとの時刻表により運行しています。
問い合わせ先　　対象地域等については、お問い合わせください。
生活環境課　☎72-6122
哲西支局　　☎94-2111
哲多支局　　☎96-2111
委託：新見地区タクシー組合他

2　福祉有償運送事業

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制約のある人の外出の手助けとして、低料金で福祉車両で送迎するサービスをしています。

対象の方　　要支援・要介護認定者
費　　用　　有料です
内　　容　　福祉車両による低料金の送迎サービス（事業者への登録が必要）

対象事業所	住所	電話
ＮＰＯ法人　ＮＰＯきらめき広場	新見市哲西町矢田 3604	94-2143
ＮＰＯ法人　新見地区腎友会 （※人工透析が必要な方のみ）	新見市西方 450	72-8183

3　福祉車両貸出事業

在宅の障害者、傷病者の外出支援を行います。

対象の方　福祉車両（車いす対応車など）での移動が必要な市内に居住する人またはその家族
費　　用　燃料代実費負担
内　　容　車いすを利用されている方などが、通院や入退院、レクリエーションへの参加の際に、福祉車両（車いす対応車など）を貸し出します(事前予約が必要です)
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

4　ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度

身体障害者等用駐車場の必要な人が、より利用しやすくするための制度です。

対象の方　高齢者：介護保険の要介護区分で要介護１～５の歩行が困難な人
　　その他身体障害者・療育・精神の手帳所持者など
費　　用　無料
内　　容　身体に障害のある方や高齢者、難病のある方などが車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用しやすいように、駐車場利用証を交付します
問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

5　交通安全教室

高齢者に交通安全に対する関心を持ってもらうために交通安全教室を開催しています。

対象の方　高齢者
内　　容　警察署や各公民館と連携して交通教室を開催し、反射材の普及啓発などを行うとともに、地域で交通マナーの向上を図ります
　　※随時開催しますので、日時・場所などはご相談ください
問い合わせ先　　生活環境課　☎72-6122　　新見警察署 交通課　☎72-0110

④　在宅介護の支援について

高齢者を在宅で介護されていて支援の必要な人へ、次のサービスを行っています。

1　介護手当

要介護者または認知症の高齢者を、自宅で介護している家族に対して介護手当を支給します。

対象の方　下記要件①または②に該当する高齢者を、在宅で３ヶ月以上介護している本市に住所がある人に介護手当を支給します

① 在宅の 65 歳以上で要介護４以上の人

② 在宅の 65 歳以上で要介護 1～要介護３で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa 以上の人（申請書を提出いただいて照会します）

注）日常生活自立度がⅢa 以上の人の判断基準は、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態」で、具体的には、やたらに物を口に入れる、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、不潔行動や妄想、自傷など著しい精神症状や問題行動が見られる状態等があげられます。

内　　容　　月額 10,000 円

（９月末および３月末に半期分の状況報告書を提出いただいて給付します）

※申請は随時で、民生委員の証明が必要です

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

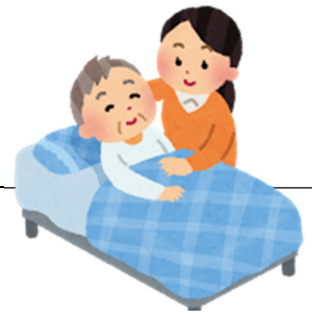

2　介護手当（家族介護慰労事業）

過去１年間介護保険サービスを受けなかった要介護者を、自宅で介護している家族に対して介護手当（年額）を支給します。

対象の方　下記の要件①～③全てに該当する高齢者を、在宅で１年以上介護している、本市に住所がある人に介護手当を支給します

① 在宅の 65 歳以上で介護保険の要介護４または５の認定が１年以上継続の人

② 介護保険サービスを１年間利用していない人（1 週間程度のショートステイは除く）

③ 市民税非課税世帯の人

内　　容　　年間 100,000 円　　※申請は随時で、民生委員の証明が必要です

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

3　介護用品の給付

寝たきりなどの高齢者を在宅で介護している本市に住所がある人に介護用品を給付します。

対象の方　市民税非課税世帯に属する介護保険の要介護４または５の認定を受けている65歳以上の人を在宅で介護している人（本市に住所がある方）

内　　容　対象となる介護用品を市が指定する業者にて購入できる給付引換券を交付します（１ヶ月6,250円）

※毎年６月に現況届の提出が必要です

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

4　高齢者等住宅改造助成事業

高齢者及び重度身体障害者（児）の居宅での生活を容易にし、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者などの居住に適するよう改造する場合、必要な工事費用の一部を助成します。

対象の方　①介護保険の要介護認定を受けた 65 歳以上の人で、介護保険料の区分が第 1 段階から第５段階の人

②身体障害者手帳所持者（肢体不自由障がい 1 級、2 級）で、本人が市民税非課税の人

内　　容　対象経費の 2/3 以内の額を助成します（上限 333,000 円）

（工事終了後、施工業者に代金を支払っていただいて、その後費用の一部を補助金として交付します。）

対象経費…手すりの取付け、段差解消、滑りにくい床材への改修、便器の改修など

※工事後の相談は受け付けられませんので、必ず事前にご相談下さい）

※介護保険の住宅改修の給付（上限 180,000 円）と併せて受けることができます

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

5　在宅医療機器購入補助金

健康状態の保持･増進のため、在宅の重度身体障害者または寝たきりの高齢者で医師が必要と認める人に、医療機器の購入助成をします。

内　　容　　購入金額の 1/2 以内を助成します

（上限　ネブライザー：20,000 円、卓上小型吸引器：35,000 円）

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

6　要介護者の障害者控除認定

障害者手帳を持たない人でも、障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずると認められた場合、所得税、住民税の控除が受けられます。

対象の方　　要介護認定を受けている 65 歳以上の寝たきり高齢者や認知症高齢者本人

内　　容　　申請により、基準に該当した場合に、社会福祉事務所長が「障害者控除認定書」を発行し、確定申告時に提出することで障害者控除が受けられます

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

7　おむつの使用証明書による医療費控除認定

おむつ代が医師による治療を受けるため直接必要な経費であると判断された場合、医療費控除が受けられます。

対象の方　　傷病により概ね 6 ヶ月以上寝たきりであり、おむつの使用について医師が必要と認めた人

内　　容　　１年目　　：医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です（有料）

２年目以降：対象者が要介護認定を受けている人は、申請により基準に該当の場合に、「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認証明書」を市が発行します（無料）

（基準に非該当の場合は、証明できません）

※「おむつ使用証明書」または「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認証明書」と、おむつ代領収書を確定申告時に提出して医療費控除が受けられます

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

8　バリアフリー改修による固定資産税の減免

介護者の経済的負担を軽減します。

対象の方　　新築された日から 10 年以上を経過した住宅であり、居住者が 65 歳以上、または要介護認定を受けている(要介護・要支援)、または障害者であること

改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上かつ居住部分の割合が全体床面積の１/２以上

内　　容　　バリアフリー改修工事を行った住宅(新築された日から 10 年以上を経過した住宅(賃貸を除く)の固定資産税額（100 ㎡相当分までに限る）が、翌年分のみ 1/3 減額されます（1 回のみ）

改修工事費用の補助金を除く自己負担額が 50 万円以上の要件があります

改修後３ヶ月以内に、税務課にて申告が必要です

問い合わせ先　　税務課　☎72-6117

９　介護者の集い

在宅介護支援・介護者のリフレッシュのために介護者の集いを開催しています。

対象の方　介護をしている人
費　　用　参加費有り
内　　容　介護者のリフレッシュや介護者同士の交流活動、介護技術向上のための学習活動などを実施します／社協中央・神郷デイサービスセンター（年３回程度）
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

１０　くつろぎの家

在宅介護支援・介護者のリフレッシュのために開催しています。

対象の方　介護者の集い（上記）当日に居宅サービスなどの利用が困難な人
費　　用　参加費有り
内　　容　介護者が介護者の集いに参加している要介護者の一時預かりをします／社協中央・神郷デイサービスセンター（年３回程度）
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

⑤　介護負担の軽減について

認知症の人と家族を支援するために、次のサービスを行っています。

１　認知症カフェ

認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

対象の方　認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰でも参加できます
費　　用　１回 100 円～200 円程度
内　　容　認知症の人や介護者、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集まり、お茶を飲みながら談笑したり、スタッフに相談できる場所です
※開催日・内容・費用などは、各カフェへ直接お問い合わせください

カフェ名称	実　施　者	電　話
ほっとカフェぽえむ	グループホーム花みずき（高尾）	71-3030
認知症カフェわきあいあい	小規模多機能ホームわきあいあい（大佐小阪部）	98-3737
認知症カフェきらめき	ＮＰＯきらめき広場（哲西町矢田）	94-2143

問い合わせ先　　地域包括支援センター　☎72-６２０９

⑥　経済的な支援について

経済的にお困りの人のために、次のサービスを行っています。

1　養護老人ホーム措置（和みの郷かなや）

環境上及び経済的な理由で居宅生活が困難な人を養護します。

対象の方　65 歳以上で経済的および環境上の理由で居宅生活が困難な擁護者のいない人、家族や住居の状況から現在の状況では生活が困難な人で、世帯が生活保護を受けているか市民税の所得割を課せられていない場合

費　　用　収入により負担があります

内　　容　養護老人ホームの入所措置を行うため、福祉課への申請及び調査が必要になります

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

2　ケアハウスてっせい

自立した生活に不安のある高齢者が、必要な支援を受けながら生活する施設です。

対象の方　60 歳以上（夫婦の場合どちらか一方が 60 歳以上）で、独立生活に不安で家族の援助が困難な人

費　　用　収入により負担があります

内　　容　身体機能の低下、または高齢などのため、独立して生活するには不安が認められる人で、家族による援助が困難な人が低料金で利用できます（定員１５人）

問い合わせ先　　ケアハウスてっせい（指定管理者：哲西福祉会）　☎94-3533

3　哲西高齢者生活福祉センター

自立した生活に不安のある高齢者が、必要な支援を受けながら生活をする施設です。

対象の方　60 歳以上で、独立した生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者や、夫婦世帯で自立生活のできる人

費　　用　収入により負担があります

内　　容　生活支援、居住機能および交流機能を総合的に受けることにより、安心して生活することができる施設です（8 室）

問い合わせ先　　哲西高齢者生活福祉センター（指定管理者：哲西福祉会）　☎94-3533

4　ひとり暮らし老人等共同生活住宅（桜田荘）

共同生活による社会的孤立感の解消と健全な社会生活を送るための施設です。

対象の方　独居、要援護者で自立生活のできる人
費　　用　12,000 円／月（光熱水費は実費）
内　　容　経済的や家庭的理由などで独居生活が困難な高齢者が共同生活することで、社会的孤立感の解消と健全な社会生活を営むことを目的とした施設です（6 室）
問い合わせ先　恵愛会（指定管理者）　☎98-3600

5　生活福祉資金貸付事業

低所得者などの経済的支援および在宅福祉と社会参加の促進を図ります。

対象の方　低所得者、障害者、高齢者世帯
内　　容　低所得者、障害者、高齢者世帯への貸付と必要な相談支援を行います
問い合わせ先　社会福祉協議会　☎72-7306

6　生活保護

生活に困窮する人の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けます。

対象の方　生活保護の要否判定により保護を要すると認められる人
内　　容　最低生活費と収入を比較し、不足する部分を補償する制度です（生活扶助費や住宅扶助費などを支給します）
問い合わせ先　福祉課　☎72-6126

7　生活困窮者自立支援制度

失業や家計等の事情で経済的な困窮状態に陥っている人に対して、自立に関する相談支援を実施し、自立の促進を図ります。

対象の方　経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人
（失業者、ホームレス、引きこもり、障害が疑われる人など）
内　　容　（1）自立相談支援事業（実施機関：社会福祉協議会）
（2）家計改善支援事業（実施機関：社会福祉協議会）
（3）住居確保給付金支給事業（実施機関：新見市）
問い合わせ先　社会福祉協議会　☎88-6588
※相談窓口として**新見市生活相談支援センター**が社会福祉協議会内に設置されています

⑦　権利擁護について

高齢者の生命や権利、財産を守るために次の制度・サービスがあります。

1　高齢者虐待防止

高齢者の権利が侵害されて、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合には、必要な支援や対応を行い、高齢者の権利や利益を擁護します。

費　　用　相談は無料

内　　容　家族や施設職員等から、高齢者が介護･世話の放棄、身体的・心理的・経済的・性的虐待を受けた場合の相談や対応を行います
気になることがあればご相談ください

問い合わせ先　　地域包括支援センター　☎72-6209

2　成年後見制度

認知症などで判断能力が十分でない場合の権利と財産を守ります。

費　　用　相談は無料

内　　容　認知症などにより判断能力が低下したため、財産管理、契約などの法律行為を行うことが困難な人を保護、援助する制度です
気になることがあればご相談ください

問い合わせ先　　地域包括支援センター　☎72-6209

第２章　健やかな生活を支援するサービス

生涯を通じて健康に暮らせるよう、高齢者に適切な運動習慣等を身につけてもらうための取組の支援や、疾病の早期発見・早期治療ができるよう健康診査受診の環境を整えています。

⑧　健康づくりについて

健康づくりをしたいときに次のサービスを行っています。

1　生き生き健康アップ支援事業（げんき広場版）

運動習慣を身につけ、健康増進･介護予防を図るため、健康増進施設を利用し、健康教室を実施します。

対象の方　概ね 20 歳以上の人
費　　用　その都度費用が設定されます
内　　容　げんき広場にいみで、専門の指導者による「健康づくり教室」を実施します
　　開催は不定期です（市報等でお知らせします）
問い合わせ先　健康づくり課　☎72-6129
　　げんき広場にいみ　☎71-2168

2　生き生き健康アップ支援事業（地域版）

運動習慣を身につけ、健康増進・介護予防を図るため、地域の公民館を利用し、介護予防・運動教室を実施します。

対象の方　概ね 65 歳以上の高齢者
費　　用　実施団体で設定されます
内　　容　専門の指導者による「健康づくり教室」
　　公民館や地域団体に事業を委託し「介護予防・運動教室」を実施します
　　具体的な内容は、委託先の公民館、地区団体等が指導者と相談して決めます
　　詳しくは、公民館・地区団体等が配布する募集案内を参考にしてください
問い合わせ先　健康づくり課　☎72-6129

3　運動ふれあい地域づくり支援事業

体力維持、転倒予防のための軽い運動、閉じこもり予防等のための交流を、地域の公民館等を利用し実施します。

対象の方　概ね 65 歳以上の高齢者
費　　用　実施団体ごとに設定されます
内　　容　運動指導士による運動及び交流
　　公民館や地域団体等に事業を委託し実施します
　　詳しくは、公民館・地区団体等が配布する募集案内をご覧ください
問い合わせ先　健康づくり課　☎72-6129

4　おでかけ健康教室

生活習慣病予防から介護予防まで幅広く、生活習慣の見直しや改善ができるよう、地域でオーダーメイドの健康教育、健康相談を実施します。

対象の方　　５人以上のグループ（年３回まで／1 団体）
費　　用　　無料
内　　容　　保健師・栄養士・健康運動指導士が各地域の公民館や集会所等に出向き、健康や食育に関する健康教育や運動指導を行います。
問い合わせ先　　健康づくり課　☎72-6129

5　新見市健康増進施設（げんき広場にいみ）

スポーツを通した健康増進、リラクゼーション及びコミュニケーションの場を提供します。高齢者の利用に割引があります。

対象の方　　新見市にお住まいの 65 歳以上の人
費　　用　【個別利用】2 時間利用：560 円（各施設毎）・1 日利用：880 円（全施設利用可）
【会員利用】月額：5,292 円／年額：58,212 円
※各費用は 65 歳以上の高齢者に適用後の金額で、一般の約 2 割引となっています。
内　　容　プール、ジム、スタジオの個別料金が約２割引となります
問い合わせ先　　げんき広場にいみ　☎71-2168

6　新見市大佐B ＆G 海洋センター

高齢者の利用に割引があります。

対象の方　　65 歳以上の高齢者
内　　容　　65 歳以上の高齢者のプール使用料金は一般の半額の 150 円となります
※休館日　月曜日（月曜日が祝日の場合は、休館日を翌日に振り替えます。）
問い合わせ先　　大佐 B&G 海洋センター　☎98-3700
大佐支局　☎98-2111

7　はり・きゅう・マッサージ助成

視覚障がいのある人の就労継続と開業支援のため、指定の事業所ではり、きゅう、マッサージを利用された場合に助成があります。

対象の方　　新見市にお住まいの人
費　　用　　１回あたり 500 円
内　　容　　指定の事業所で、はり、きゅう、マッサージのサービスを利用された市民に対し、申請により助成します
問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

⑨　認知症予防について

認知症予防のために次のサービスを行っています。

1　認知症予防講座

各地区のサロンや地区住民の集まりで、認知症に関する知識の普及に努めるため、認知症予防講座を開催しています。

対象の方　　地域住民団体など（概ね 10 人以上の集まる場）
費　　用　　無料
内　　容　　講話と iPad にさわって認知症予防を行います
問い合わせ先　　地域包括支援センター　☎72-6209

2　認知症サポーター養成講座

認知症について、正しい知識と理解を持って、認知症の人やその家族の応援をする認知症サポーターを養成する講座です。

対象の方　　職場、町内会、学校など（10 人程度集まる場）
費　　用　　無料
内　　容　　「認知症サポーター養成講座」（1 時間～1 時間半）を受講していただくことでどなたでも認知症サポーターになれます
問い合わせ先　　地域包括支援センター　☎72-6209

⑩　医療・健康について

生涯を通じて健康を守るため、
次の医療制度･サービスがあります。

1　特定健康診査

40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査を実施します。

対象の方　　40 歳以上の新見市国民健康保険被保険者
自己負担額【集団検診】　４０歳～４９歳：無料
５０歳～６９歳：1,300 円　７０歳以上：無料
【個別検診】　４０歳～４９歳：無料
５０歳～６９歳：1,800 円　７０歳以上　：900 円
内　　容　　40 歳以上 75 歳未満の新見市国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見により、生活習慣病の発症・進行を防ぐため、健康診査を実施します
【集団検診】　市内の検診会場で実施します（７月～９月）
【個別検診】　市内の指定医療機関で実施します（６月～翌年１月）
問い合わせ先　　市民課　☎72-6123

2　人間ドック

40 歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、検査費用を助成し、対象者の健康増進を図ります。

対象の方　　40 歳以上の新見市国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者
費　　用　　自己負担：３割（平成３１年度は、昭和５３年４月２日～昭和５４年４月１日生まれの方は無料です。）
内　　容　　被保険者の健康増進、保持を目的として、短期ドック、脳ドック、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺検査の検査費用を助成します
市内・外の指定医療機関で６月～翌年１月末まで実施します
※申込期間は 4～5 月です
問い合わせ先　　市民課　☎72-6123

3　がん検診

がんの早期発見・早期治療につなげるためがん検診を実施します。

対象の方　【集団検診】　２０歳以上の市民
【個別検診】　４０歳以上の市民
＊前立腺がん：４０歳以上男子、子宮頸がん：２０歳以上女子、
乳がん検診：４０歳以上女子
＊問診票、健康手帳をお持ちください

費　用　【集団検診】　７０歳以上：無料
７０歳未満：自己負担有り（年齢・検診により異なります）
【個別検診】　自己負担有り（年齢・検診により異なります）

内　容　結核・肺がん検診（胸部レントゲン検査）、胃がん検診（胃レントゲン検査または内視鏡検査）、胃ＡＢＣ検診（血液検査）、大腸がん検診（便潜血検査）、前立腺がん検診（血液検査）、肝炎ウイルス検診、子宮頸がん検診、乳がん検診（視触診マンモグラフィー併用）

開　催　【集団検診】　市内の検診会場（予約不要・当日会場へお越しください）
集団・総合検診　８月～１０月上旬
女性のがん検診　１１月～１２月中旬
（大腸がんは検診用スティック持参）
【個別検診】　６月～１月　市内の契約医療機関（事前に予約が必要です）
※　検査日程・場所・料金等、成人検診に関する詳細は**「成人検診ガイドブック」**を参照してください

問い合わせ先　健康づくり課　☎72-6129

4　後期高齢者健康診査

後期高齢者医療被保険者を対象に、個別医療機関による個別検診と、拠点会場における集団検診により、健康診査を実施します。

対象の方　後期高齢者医療被保険者

費　用　【集団検診】：無　料
【個別検診】：900 円

内　容　後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病の発症・進行を防ぐため、健康診査を実施します
【集団検診】：市内の検診会場で実施　７月～９月
【個別検診】：市内の指定医療機関で実施　６月～翌年１月

問い合わせ先　市民課　☎72-6123

5　高齢者肺炎球菌予防接種助成

肺炎球菌予防接種費用の助成を行っています。

対象の方　①～③全てに該当する人（ただし、生涯に１回のみ）
① 年度内に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる人または、年度内に 60～64 歳になる人で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限される人
②過去５年間、肺炎球菌予防接種を受けていない人
③過去に、市の助成を受けて肺炎球菌予防接種をしたことがない人

内　　容　接種に係る費用のうち、3,000 円を助成（差額は自己負担）
実施医療機関にて接種　健康保険証・接種券・自己負担が必要
※事前に申請が必要です（接種券交付）

問い合わせ先　　健康づくり課　☎72-6129

6　高齢者インフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種費用の助成を行っています。

対象の方　接種日において 65 歳以上の人（60～64 歳の人で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限される人）

内　　容　接種費用：1,800 円　（【1】市民税非課税世帯：900 円（要助成券）、
【2】生活保護受給：無料（要無料券））
実施医療機関にて接種　健康保険証・接種助成券または無料券・自己負担が必要
※【1】、【2】に該当する人は、事前に申請が必要です（接種助成券・無料券交付）
（10 月～翌年１月末）

問い合わせ先　　健康づくり課　☎72-6129

7　国民健康保険

勤務先の保険に加入されている人や、生活保護を受けている人、後期高齢者医療に加入している人以外の 75 歳未満の人は、国民健康保険の加入者となります

対象の方　勤務先の保険に加入している人や生活保護受給者以外の人

内　　容　加入や脱退のときは、14 日以内に届け出が必要となります
・医療を受けたときは、医療費の７割を給付します（自己負担３割）
・70 歳以上は７割・８割を給付します（自己負担３割・２割）
・コルセットなどの補装具・高額医療・被保険者死亡による葬儀の場合などに給付があります

問い合わせ先　　市民課　☎72-6123

8　後期高齢者医療

７５歳以上の人で生活保護を受けている人以外は、後期高齢者医療に加入します。

対象の方　　75 歳以上の生活保護受給者以外の人
65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり認定を受けた人

内　　容　・保険料は、原則年金から天引きされますが、資格を取得して間もない方や年金の金額によって、普通徴収（納付書や口座振替）での納付となる場合があります
・自己負担額は１割または３割で、前年の所得で毎年判定します
・コルセットなどの補装具・高額医療・被保険者死亡の葬儀の場合などに給付があります

問い合わせ先　　市民課　☎72-6123

第３章　生きがいに満ちた生活を支援するサービス

高齢者の趣味や交流・生きがいづくりを促進し、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを進め、高齢者の地域貢献活動や就労を支援します。

⑪ 生きがいづくり活動について

生きがい活動や社会参加活動のために次のサービス・事業を行っています。

1　老人クラブ・老人クラブ連合会

高齢者の生きがいづくり、健康づくり及び安心安全なまちづくり活動などを行う団体です。

対象の方　　概ね 60 歳以上の高齢者

内　　容　　地域社会活動への参加（防犯パトロール、小中学生との交流）、友愛活動、健康増進活動、生涯学習活動などを、各クラブ毎に行っています
市から活動費の助成があります

単位クラブ数　新見地区　３８クラブ　　大佐地区　１１クラブ　　神郷地区　８クラブ
哲多地区　１８クラブ　　哲西地区　１１クラブ

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126
社会福祉協議会（新見市老人クラブ連合会事務局）　☎72-7306

2　シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。

対象の方　　市内居住の概ね 60 歳以上の健康で働く意欲のある人
※会員登録が必要です（年会費 2,000 円）

内　　容　　庭木の剪定、草刈り・草取り、農作業支援、家事援助、清掃、障子・ふすま・網戸の張替、賞状・宛名書きなど、経験と能力が生かせる、臨時的・短期的で軽易な業務を斡旋しています

問い合わせ先　　新見市シルバー人材センター　☎71-2134

3　ふれあいいきいきサロン

介護予防や閉じこもり防止につながる活動として、地域住民の集いの場や情報交換の場として実施しています。

対象の方　　地域住民

費　　用　　サロン毎に実費を徴収（昼食代、材料代など）

内　　容　　茶話会・レクリエーション･手芸など

問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

⑫ 生きがいづくり活動施設について

生きがいづくりの活動施設として次の施設があります。

1　老人憩いの家　（温故館）

高齢者の心身の健康保持、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の提供の場として、老人憩いの家を運営しています。

対象の方　　60 歳以上の高齢者
費　　用　　無料
内　　容　　趣味、教養の向上、集会に利用できます（和室２室、集会室 22 畳）
問い合わせ先　　温故館（指定管理者：新見市シルバー人材センター）　☎72-5314

2　哲西老人憩いの家

高齢者の心身の健康保持、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の提供の場として、老人憩いの家を運営しています。

対象の方　　高齢者
費　　用　　１回 500 円
内　　容　　趣味、レクリエーション活動に利用できます（ビリヤード、囲碁将棋など）
問い合わせ先　　哲西老人憩いの家（指定管理者：哲西福祉会）　☎94-3533

3　高齢者センター

健康増進、教養の向上、山村地域の産業振興のための施設です

対象の方　　高齢者
費　　用　　使用料有り　ただし、木工陶芸室は 60 歳以上無料です
内　　容　　集会室、研修室（和室）、浴室などがあります
問い合わせ先　　新見市高齢者センター（指定管理者：ＮＰＯ桃太郎ハンズ）　☎78-1166

4　神郷地域福祉センター

生活相談、福祉情報提供により、市民の福祉増進、福祉意識の高揚を図るための施設です

対象の方　　神郷地区にお住いの方
費　　用　　９：00～12：00、13：00～16：00 の利用時間で各２，０００円
内　　容　　和室、作業室、研修室、会議室などがあります
問い合わせ先　神郷地域福祉センター（指定管理者：社会福祉協議会 神郷支所）　☎92-6677

5　三坂生きがい活動支援センター

健康増進、自立生活の援助等のため、健康づくり支援の場の提供と住民交流の施設です

費　　用　　１室１時間につき１００円（暖房費は別途必要です）
内　　容　　研修室、木工室などがあります
問い合わせ先　　指定管理者：三坂をよくする会（詳細は神郷支局 ☎92-6111 へ）

6　新見美術館

高齢者の教養の向上と生きがいづくりの創出のため、新見美術館では敬老期間中の割引サービスを実施しています。

対象の方　　70 歳以上の市民
費　　用　　敬老期間中は観覧無料になります
※敬老期間・・・敬老の日前後の期間
（別途市報、告知放送、ホームページ等でお知らせ）
問い合わせ先　　新見美術館（指定管理者：新見美術振興財団）　☎72-７８５１

7　新見千屋温泉入浴割引

高齢者の利用に割引があります。

対象の方　　シルバーサービスデイ、お風呂の日等に温泉を利用される 65 歳以上の高齢者
内　　容　　・65 歳以上の高齢者がシルバーサービスデイ・お風呂の日に温泉を利用する場合、入浴料が 500 円（割引料金）となります（一般は 800 円）
・お風呂の日は、中学生以上についても、同様の割引があります
問い合わせ先　　新見千屋温泉いぶきの里　☎77-2020

8　大佐風の湯温泉

高齢者の利用に割引があります。

対象の方　　75 歳以上の高齢者
内　　容　　75 歳以上の高齢者の温泉利用は、入浴料が割引料金の 410 円となります（一般は 620 円）
※営業は７月、8月（休館日：月曜日　月曜日が祝日の場合は、休館日を翌日に振り替えます。）と９月の土、日、祝日のみとなります
問い合わせ先　　大佐風の湯温泉　☎98-3700（新見市大佐Ｂ＆G海洋センター）
大佐支局　　☎98-2111

⑬　長寿のお祝いについて

長寿の人に敬意を表しお祝いするとともに、地域社会への参加を推進するため、次の事業を行っています。

1　長寿祝い金贈呈事業

長寿高齢者に祝い金を贈呈し、長寿を祝福します。

内　　容　　米寿祝い金：年度中に 88 歳になる人に米寿祝い金を贈呈します
（敬老会などで贈呈します）
百歳祝い金：100 歳を迎えられた人を市長等が訪問し、お祝い状と百歳祝い金、花束を贈呈します

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

2　敬老会助成事業

敬老会を実施する団体に対し助成し、高齢者の地域社会への参加を推進します。

対象の方　　75 歳以上の敬老者

内　　容　　地域で開催する敬老会に対し、主催団体に補助金を交付します
75 歳以上対象者：1,500 円/1 人

問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

第４章　地域で見守り支援する活動

ひとり暮らしや高齢者世帯を地域で見守り支えるため、次の活動を行っています。

1　独居高齢者宅等戸別訪問事業

ひとり暮らしなどの高齢者を福祉委員等が安否確認し、孤独感の解消をはかり、必要な場合は関係機関へ情報を提供し、対応につなげます。

対象の方　　概ね８０歳以上の独居高齢者等
（介護サービス等を受けている人は除きます）
内　　容　　月１回の定期訪問と電話などによる安否確認をします
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

2　災害時要援護者支援

災害時に自力で避難することができない高齢者等を、災害時要援護者台帳へ登録し、民生委員や自主防災組織、消防、社会福祉協議会、警察等と連携を図って、災害時の避難活動に役立てます。

対象の方　　災害時に自力で避難することができない人（要介護認定３～５を受けている人、身体障害者手帳１、２級の所持者、療育手帳Ａの所持者、精神障害者手帳１、２級の所持者で単身世帯の人、難病患者、自主防災組織等が支援が必要と認める人）
内　　容　　緊急連絡先、避難場所、地域協力者等の情報を登録し災害時に備えます
問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

3　民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

活　　動　　地区住民の様々な相談に応じ、行政などの適切なサービスへのつなぎ役として活動します
問い合わせ先　　福祉課　☎72-6126

4　友愛訪問事業

弁当等の配食などにより、高齢者の安否確認と地域住民との交流を図ります。

対象の方　　75 歳以上独居、80 歳以上の高齢者のみの世帯
費　　用　　無料
内　　容　　各地区毎に年３回の給食等配付訪問サービスを実施します
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

5　歳末たすけあい訪問

歳末の安否確認や生活支援のため、在宅の高齢者等を訪問し、歳末たすけあい募金を配付しています。

対象の方　　高齢者のみの世帯、障害者など（条件有り）
内　　容　　民生委員・児童委員が訪問します
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

6　福祉委員

身近な地域における住民の生活･福祉課題を見守りや声かけを行いながら、早期発見する地域のアンテナ役です。

活　動　　行政地区単位の見守り役として、民生委員と協力し見守りを行っています
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

7　地区社協

地域住民が福祉課題を自分の問題としてとらえ、課題解決に向け協議し取り組む住民全体の地域組織です。

活　動　　小地域単位ごとに、各種団体の委員や代表者、福祉委員等で協議を行い、見守り活動やふれあい活動などを実施しています
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

8　傾聴ボランティア訪問

高齢者の話に耳を傾け、孤独感の解消に努める目的で、傾聴ボランティアが訪問します。

対象の方　　ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯など
費　　用　　無料
内　　容　　傾聴ボランティアが月１回程度訪問しお話を伺っています
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

9　ボランティア登録制度

ボランティアに関心がある人を登録し、活動への参加の機会を提供しています。

対象の方　　市民全般
内　　容　　傾聴ボランティア・託児ボランティア･災害ボランティアなどがあります
問い合わせ先　　社会福祉協議会　☎72-7306

第５章　主な高齢者施設一覧

施設の種類			施設の名称	住所	定員	電話番号
自立した人の生活を支援する施設	**新見市哲西高齢者生活福祉センター** 自立した生活に不安のある高齢者が、必要な支援を受けながら生活をする施設		新見市哲西高齢者生活福祉センター	哲西町矢田4351	8世帯	94-3533
	ひとりぐらし老人等共同生活住宅 経済的や家庭的理由等で独居生活が困難な高齢者が、共同生活により孤立せず健全な社会生活を営むための施設		ひとりぐらし老人等共同生活住宅 桜田荘	大佐永富1574-1	6人	－
	軽費老人ホーム	60 歳以上で自立した生活に不安のある人が、安心した生活をおくれる施設	ケアハウスてっせい	哲西町矢田4351	15人	94-3533
	特定施設入居者生活介護（日常生活上の介護・機能訓練が受けられる） **養護老人ホーム**	65 歳以上で、環境上及び経済的理由で居宅生活が困難な人を養護する施設	新見市養護老人ホーム和みの郷かなや	金谷 641	50人	72-1244
	特定施設入居者生活介護（日常生活上の介護・機能訓練が受けられる） **軽費老人ホーム**	入居している要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事の介助、機能訓練を提供する施設	ケアポート生き活き館新見	上熊谷810-1	30人	78-1890
要介護認定者が	介護老人福祉施設	**特別養護老人ホーム** **（要介護認定者・原則要介護３以上）** 65 歳以上で、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な人を養護する施設	特別養護老人ホーム唐松荘	唐松1749-2	130人	76-1000
			特別養護老人ホームゆずり葉	新見897-7	90人	71-0077
			特別養護老人ホームおおさ苑	大佐田治部3221	50人	98-3600
			特別養護老人ホーム哲西荘	哲西町矢田4351	50人	94-3533
			特別養護老人ホームケアポート生き活き館 神郷	神郷下神代4390	50人	92-9018

施設の種類			施設の名称	住所	定員	電話番号
介護や世話や機能訓練をうけられる施設	介護老人保健施設	病状が安定し、入院治療は必要ではない人が、介護やリハビリテーションを受けて、家庭生活への復帰あるいは家庭生活の継続を目指す施設	介護老人保健施設 くろかみ	高尾 2306-5	100 人	72-9603
			哲多町介護老人保健施設 すずらん	哲多町本郷 1223-3	50 人	96-2080
	認知症対応型共同生活介護	認知症の状態にある要介護者及び要支援者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事の介助、日常生活上の世話、機能訓練が受けられる施設	グループホーム　げんき	下熊谷 1554-1	9人	71-2232
			グループホーム　心	唐松 1749-2	9 人	76-9080
			グループホーム ファミリア愛	馬塚 57-1	18 人	72-5222
			グループホームわが家	大佐小阪部 1510-10	9 人	98-3131
			おおさ苑グループホーム	大佐田治部 3153	18 人	98-3011
			グループホーム にいざとさくらの丘	神郷釜村 1235-1	9 人	93-9051
			グループホーム　花みずき	高尾 232-2	9 人	71-3030
			グループホーム　花すゝき	高尾 232-2	9 人	71-3000
	小規模多機能型居宅介護	要介護者及び要支援者が居宅において、または事業所に通い、もしくは短期間宿泊して、入浴、排せつ、食事の介助、日常生活上の世話、機能訓練が受けられる施設	小規模多機能ホーム おいでんせぇ	千屋 1667-3	25 人	77-2600
			小規模多機能型居宅 介護事業所　福の木	土橋 1199	25 人	74-9701
			小規模多機能ホーム わきあいあい	大佐小阪部 1510-21	25 人	98-3737
			小規模多機能ホーム にいざとさくらの丘	神郷釜村 1235-1	25 人	93-9051

長寿社会いきいきガイド

発行／新見市　福祉部　福祉課

〒718-8501　　新見市新見 310-3

☎0867-72-6126